

## ご 回 答

平成 3 0 年 9 月 3 日

平成 3 0 年 8 月 2 0 日 付 の 日 本 色 覚 差 別 撤 廃 の 会 ( 以 下 、 「 貴 会 」 。 ) の 公 益 社 団 法 人 日 本 眼 科 医 会 ( 以 下 、 「 当 会 」 。 ) に 対 す る 通 知 書 に つ い て 、 当 会 の 見 解 を 下 記 の と お り ご 回 答 申 し 上 げ ま す 。

### 記

#### 1 色 覚 検 査 の 必 要 性 な ど

ご 案 内 の と お り 、 平 成 2 6 年 4 月 3 0 日 付 け 文 部 科 学 省 ス ポ ー ツ 青 少 年 局 長 通 知 ( 2 6 文 科 ス 第 9 6 号 。 以 下 、 「 2 6 年 文 科 省 通 知 」 。 ) は 、 色 覚 の 検 査 に つ い て 、 次 の よ う に 記 載 し て お り ま す 。

「 学 校 に お け る 色 覚 の 検 査 に つ い て は 、 平 成 1 5 年 度 よ り 児 童 生 徒 等 の 健 康 診 断 の 必 須 項 目 か ら 削 除 し 、 希 望 者 に 対 し て 個 別 に 実 施 す る も の と し た と こ ろ で あ る が 、 児 童 生 徒 等 が 自 身 の 色 覚 の 特 性 を 知 ら な い ま ま 卒 業 を 迎 え 、 就 職 に 当 た っ て 初 め て 色 覚 に よ る 就 業 規 制 に 直 面 す る と い う 実 態 の 報 告

や、保護者等に対して色覚異常及び色覚の検査に関する基本的事項についての周知が十分に行われていないのではないかという指摘もある。

このため、平成14年3月29日付け13文科ス第489号の趣旨を十分に踏まえ、1.学校医による健康相談において、児童生徒や保護者の事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えること、2.教職員が、色覚異常に関する正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導、進路指導等において、色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行うよう取り計らうこと等を推進すること。特に、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、より積極的に保護者等への周知を図る必要があること。」

当会も色覚検査の必要性について、

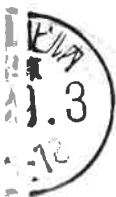


従前より26年文科省通知と同様の認識に立っており、色覚検査の普及・啓発と共に学校保健活動や日常診療における適切な相談対応と指導に注力しているところです。

## 2 当会作成のポスターの目的

当会作成のポスター（以下、「ポスター」。）は、「色覚検査のすすめ！」と題するものであり、その目的は、色覚についての啓発と色覚検査の適正な実施を促進するとともに、「学校医による健康相談において色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者に対し、事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えること」（前出、平成14年3月29日付け13文科ス第489号。以下、「14年文科省通知」。）です。

ポスター全体の趣旨と目的は明らかであり、ポスター下部の「色覚の異常の程度による業務への支障の目安」と題する表（以下、「目安表」。）は、文字どおり目安を示したものであり、断定を避けるために、例えば、「2色覚には難しいと思われる業務」などの表



記としております。

さらに、貴会が問題として指摘する「・・・懐石料理の板前、食品の鮮度を選定する業務、美容師、服飾販売」などの表現について、例えば、文部科学省作成の色覚に関する指導の資料においても、「色覚の異常がハンディになりうる職種としては、印刷、塗装、染色、カラーコーディネーター、野菜や魚の鮮度の判定など微妙な色の判別が要求されるであろう職種が考えられます」との記載があるなど、ポスターに記載した目安表の内容も、例示列挙として十分な合理性が認められるものと思料致します。

また、目安表の典拠として表示した中村かおる医師の論文も、目安表と同旨の記載があり、例示列挙について「やや独断的ではあるが」との慎重な留保をつけているものの、「もっとも重要なのは本人の意識と能力である。いかに自覚し、色誤認を理解し、その対策を立て、実行しているかによって、色誤認は回避され、高度な業務へも活躍の場が拡大する。場合によっては不断の努力が必要となることもある



うが、それでもその業務を継続する熱意があれば、多くの業務は2色覚でも遂行可能である。」と結論部分で述べるなど、目安表を含む論文の趣旨や目的が、差別・偏見の助長などではありえないことをご理解いただければ幸いです。

3 今後の対応など

ポスターは、作成配布から約3年を経過しており、所期の目的が相当程度に達せられたと判断されることから、現在ホームページでの紹介や新たな配布は行っておりません。

ただ、今後とも、色覚検査に基づく適切な相談対応と指導は、色覚の異常を有する方々に対する当会の重要な責務と考えており、14年文科省通知や26年文科省通知等を踏まえて、関係各所と連携しながら引き続き努力を続けて参りますので、どうかご理解の程お願い申し上げます。

以上

〒 1 0 0 - 0 0 1 1

東京都千代田区内幸町 1-1-7

日比谷 U-1 ビル 1412 号室

新星総合法律事務所

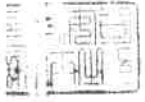


公益社団法人日本眼科医会代理人  
(送付人)

弁護士 児玉 安  
弁護士 工藤 陽一郎



日本色覚差別撤廃の会 御中  
東京都新宿区新宿1丁目1番1号  
ワコー御苑ビル202  
四谷西法律事務所  
日本色覚差別撤廃の会代理人  
弁護士 鶴見 俊男 先生



この郵便物は平成30年9月03日  
為 38741 号書留内容証明郵便物として  
差し出されたことを証明します。  
日本郵便株式会社

